

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、<u>給餌台</u>若しくは給水台を設置し、又は管理すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法<u>第40条</u>の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ～キ [略]</p> <p>ク 信号機、防護柵、<u>土留よう壁</u>その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>ケ・コ [略]</p> <p>サ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u>（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>シ・ス [略]</p> <p>セ 航空法（昭和27年法律第231号）<u>第2条第4項</u>に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>ソ～ヌ [略]</p> <p>ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第78条</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、<u>給餌台</u>若しくは給水台を設置し、又は管理すること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法<u>第40条第1項若しくは第2項</u>の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ～キ [略]</p> <p>ク 信号機、防護柵、<u>土留擁壁</u>その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>ケ・コ [略]</p> <p>サ <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u>（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>シ・ス [略]</p> <p>セ 航空法（昭和27年法律第231号）<u>第2条第5項</u>に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>ソ～ヌ [略]</p> <p>ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第78条</p>

第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定に基づき選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為

ノ～ヒ [略]

（管理地区の区域内における許可を要しない行為）

第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1） 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ・ウ [略]

エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ・カ [略]

キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第24条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第41条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク～シ [略]

ス 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し

第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定に基づき選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為

ノ～ヒ [略]

（管理地区の区域内における許可を要しない行為）

第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1） 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ・ウ [略]

エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ・カ [略]

キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第24条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第41条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク～シ [略]

ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し

し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

セ～タ [略]

チ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ツ～ト [略]

ナ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ニ～ミ [略]

ム 宅地のよう壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

メ～ヤ [略]

(2)～(6) [略]

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア～キ [略]

ク 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア [略]

イ 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ～ク [略]

ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ [略]

(9) [略]

、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

セ～タ [略]

チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ツ～ト [略]

ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ニ～ミ [略]

ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

メ～ヤ [略]

(2)～(6) [略]

(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア～キ [略]

ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア [略]

イ 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ～ク [略]

ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条第1項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ [略]

(9) [略]

<p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア～キ [略]</p> <p>ク 文化財保護法第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定に基づき選定された重要文化的景観又は<u>旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律</u>第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第24条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）</p> <p>ケ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア～キ [略]</p> <p>ク 文化財保護法第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定に基づき選定された重要文化的景観又は<u>旧重要美術品等の保存に関する法律</u>第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第24条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）</p> <p>ケ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p>
<p>2 (管理地区の区域内における許可を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア [略]</p> <p>イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第24条第4項第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）<u>第22条の11第1号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第24条第4項第13号及び第14号に掲げるものを除く。）</p> <p>ウ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>(管理地区の区域内における許可を要しない行為)</p> <p>第15条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア [略]</p> <p>イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第24条第4項第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）<u>第63条第1項第1号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第24条第4項第13号及び第14号に掲げるものを除く。）</p> <p>ウ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。